

平成28年熊本地震からの早期復旧・復興に向けた万全な対策について

震度7の地震が連続して発生するなど、熊本県を中心に甚大な被害をもたらした熊本地震から1年余りが経過した。

自衛隊や消防、警察による懸命な救助活動により、多くの人命が救われた一方で、犠牲となられた方々は、災害関連死を含め231人（平成29年5月16日現在）に及んでいる。

この地震は、熊本のシンボルである熊本城に大きな爪痕を残し、阿蘇大橋の崩落、道路・鉄道の寸断、そして数多くの家屋崩壊など、熊本都市圏や阿蘇地域を中心に、甚大な被害をもたらした。

今、熊本は、全国から寄せられた支援の輪に支えられながら、復旧・復興に向けた歩みを着実に進めているが、依然、4万7千人を超える方々が仮設住宅などでの不自由な暮らしを余儀なくされており、地域産業の再生や道路等のインフラ復旧など、取り組むべき課題は多く残されている。

国においては、発災直後から総力を結集し、迅速な被災者の救助活動や避難者の生活支援をはじめ、早期の激甚災害指定や予算の確保など、様々な取組に尽力いただき、大変心強く感じている。

九州地方知事会では、「九州・山口9県災害時応援協定」に基づき、熊本県及び同県内市町村に対し、九州・山口地域が一丸となって物的・人的両面にわたる広域応援を実施してきた。現在も、全国の自治体等と連携しながら、一日も早い被災者の生活再建と地域経済の復興に向け、全力で取り組んでいるところである。九州・山口地域は、浸食を受けやすいシラス等の特殊土壌が広く分布している上に、近い将来、高い確率で南海トラフ巨大地震の発生が予想される災害多発地域である。そうした特性をもつ地域において、住民の安全・

安心を確保していくためには、道路整備や治水等の国土保全事業を重点的かつ計画的に講じていくことが必要である。

国においては、引き続き、以下の項目について早期に実現するよう求める。

1 公共土木施設の早期復旧と災害に強い道路ネットワークの構築

阿蘇地域の主要幹線道路であり、九州観光の大きな柱にもなっている国道57号や国道325号など、被災した道路の早期復旧に向けた対策を引き続き講じること。

また、災害時のリダンダンシーを確保するため、九州横断自動車道延岡線や南九州西回り自動車道などの高規格幹線道路のミッシングリンクの早期解消を図るとともに、中九州横断道路をはじめ有明海沿岸道路などの地域高規格道路や、それらを補完する道路の整備促進と橋梁等の耐震対策を図るための必要な予算を確保すること。

2 広域的な物流拠点の整備に向けた支援

平成28年熊本地震では、県の広域防災活動拠点が被災し使用不能となる状況が生じたことから、国を主体とする救援物資保管施設等の整備を進めること。また、九州・山口各県では、近隣県の物資集積拠点の相互利用や、補完的施設としての民間物流施設の活用について検討を進めていることから、広域的な物資集積拠点の整備や物流体制の構築に向けた取組に対し、支援を行うこと。

3 被災した鉄道に対する復旧支援

甚大な被害を受けたJR豊肥本線や南阿蘇鉄道の早期復旧に向け、財政面をはじめ全面的な支援を行うとともに、特に経営基盤

が極めて脆弱な南阿蘇鉄道株式会社に対して十分な支援を行うこと。

4 新たなまちづくりに向けた支援制度の創設等

被災地におけるまちづくりを進めるに当たっては、地域の様々なニーズに対する迅速かつ柔軟な対応が必要となるため、自由度の高い総合的な支援制度を創設すること。

また、平成28年熊本地震では、特に擁壁崩壊や液状化、造成地の滑動崩落など、数多くの宅地被害が発生しているため、被災者の一日も早い生活再建に向けて必要な宅地の復旧に対し、特段の支援を引き続き行うこと。

5 文教施設や文化財の早期復旧

学校等施設・設備の復旧を行うため、専門家の派遣などの支援を行うとともに、財政措置について特段の配慮を行うこと。

また、九州・山口地域の観光名所である熊本城など、被害が甚大で、かつ復旧・復興に高度な技術を要する文化財については、国からの人的かつ技術的支援を行うとともに、損壊した国指定以外の文化財等の早期復旧についても、国庫補助制度を創設する等の支援を行うこと。

6 迅速な復旧・復興に向けた中長期的な支援

被災者支援や災害復旧・復興等には、長い時間と多額の経費を要することから、被災自治体が危機的な財政状況に陥ることがないように、今後の本格的な復旧・復興に向けた中長期的な財政措置の継続や予算の確保など、引き続き必要な措置を講じること。

加えて、今後起こりうる大規模地震等において、被災者の生活再建が円滑に進むよう、市町村が行う罹災証明に係る被害認定基準運用指針の簡素化等を検討するとともに、家屋被害認定調査などの経費に対する災害救助法の適用範囲の拡大や災害救助費全般

に係る国庫負担率の引上げなど、既存法律等の必要な見直しを行うこと。

7 市町村と一体になった被災地支援を行うための措置

平成28年熊本地震では、各応援県において当該県内市町村の積極的な協力を得て、多くの職員が派遣されたが、法的には都道府県と区域内の市町村とが一体的に支援を行うスキームは確立されていないことから、より迅速かつ効果的な被災地支援が可能となるよう、法的整備を含め必要な措置を講じること。

平成29年5月

九州地方知事会長

大分県知事 広瀬 勝貞